

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><b>【本編】</b></p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅲ－２－４－１ 意義</p> <p>Ⅲ－２－４－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1) 経営管理委員会又は理事会は、自組合全体又は農中全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。 また、理事会は事業推進部門と審査管理部門の分離等適切な与信管理・審査管理体制を整備しているか。</p> <p>(2) 特定の業種、企業グループ、地域、融資商品などのリスク特性が類似した対象等、リスク管理上重要なセクターの内部定義が適切に行われているか。また、業種別、地域別等のポジション及びリスクの内訳を適切に把握しているか。</p> <p>(3) 理事会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。</p>	<p><b>【本編】</b></p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅲ－２－４－１ 意義</p> <p>Ⅲ－２－４－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1) 経営管理委員会又は理事会は、自組合全体又は農中全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。 また、理事会は事業推進部門と審査管理部門の分離等適切な与信管理・審査管理体制を整備しているか。</p> <p>(2) 特定の業種、企業グループ、地域、融資商品などのリスク特性が類似した対象等、リスク管理上重要なセクターの内部定義が適切に行われているか。また、業種別、地域別等のポジション及びリスクの内訳を適切に把握しているか。</p> <p>(3) 理事会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。 また、農中について、<u>単一の与信先に対する信用の供与等の額が、少なくとも当該銀行のTier 1 資本の額の5%以上である場合、当該与信先と経済的な相互依存関係が認められる者（注）への信用の供与等の額も考慮した大口与信管理を行っているか。</u></p> <p><u>(注) 経済的な相互依存関係が認められる者とは、与信先との間で以下のいずれかの関係にあることを銀行として認識している者をいう。ただし、以下のいずれかの関係にあるものの、適時に他の協業先や資金源を見つけること等により、財務上の問題あるいは連鎖的なデフォルトを回避できるといえる場合には、経済的な相互依存関係が認められる者には該当しない。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(4) 理事会等は、大口与信先の取組について、厳格な自己査定の実施や事業再生に当たっての十分な検討・指示を行っているか。特に、大口与信先の再建計画の検証に当たっては、当該計画の妥当性・有効性等について、十分に慎重な検証を行う態勢が構築されているか。</p> <p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ある者の年間の総収入または総支出の50%以上が、他の者との取引のみから生じている場合（例えば、居住用・商業用不動産等の所有する者の年間の収入の50%以上が、他の者からの賃借料に依存している場合）</u></li> <li>・ <u>ある者が他の者への与信の全部又は一部を保証する等の方法により負担しており、当該保証請求権等が行使されると、ある者がデフォルトする可能性がある場合</u></li> <li>・ <u>ある者の製品等の大部分が他の者に販売されており、容易に代替することができない重要な顧客である場合</u></li> <li>・ <u>ある者による他の者への貸付けについて、期待される返済原資が同一であり、かつ、貸付金を完済するために他に十分な収入源を有していない場合</u></li> <li>・ <u>ある者の財務上の問題が、全額かつ適時の債務の返済という観点から、他の者に困難な状況を引き起こす可能性がある場合</u></li> <li>・ <u>ある者の支払不能またはデフォルトが、他の者の支払不能またはデフォルトに関連している可能性がある場合</u></li> <li>・ <u>複数の者が資金調達の大部分を同一の資金提供者に依存しており、当該資金提供者がデフォルトすれば、いずれの者も別の資金提供者を見つけることができない場合</u></li> </ul> <p>(4) 理事会等は、大口与信先の取組について、厳格な自己査定の実施や事業再生に当たっての十分な検討・指示を行っているか。特に、大口与信先の再建計画の検証に当たっては、当該計画の妥当性・有効性等について、十分に慎重な検証を行う態勢が構築されているか。</p> <p>(5) 農中においては、ファンドや証券化商品等への与信管理にあたっては、<u>原資産以外に、ストラクチャー自体に内在する追加的なリスク・ファクターとなり得る関係者（オリジネーター、ファンド・マネージャー、投資ビークルに対する流動性補完やCDS、保証等のプロテクションの提供者等）を特定し、これを踏まえた大口与信管理を行っているか。具体的には、①投資先である複数のストラクチャーに共通の追加的なリスク要因が存在する場合、これらのストラクチャーへの信用の供与等の総額を管理することや、②追加的なリスク要因となる関係者に関連のあるストラクチャーへの信用の供与等を当該関係者への信用の供与等と合算し</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(5) 理事会等は、カントリーリスクの重要性を認識し、当該リスクを的確に把握するための態勢を整備し、継続的なモニタリングを行っているか。</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>て管理することを検討しているか。</u>  <u>なお、上記で挙げた関係者について、必ず追加的なリスク・ファクターとしての管理を要するわけではない。例えば、ファンドの運用資産が運用主体や他のファンドの資産と法的に分別して管理されていない場合には運用主体や他のファンドへの信用の供与等の合算した管理を検討する必要がある。また、投資先となるABCプログラムが同一のスポンサーの流動性補完や信用補完に依拠しているような場合や、シンセティック型の証券化商品に同一の者がCDS、保証等のプロテクションを提供している場合には、スポンサーやプロテクションの提供者を大口与信管理の対象として管理する必要があるか検討する必要がある。</u></p> <p>(6) 理事会等は、カントリーリスクの重要性を認識し、当該リスクを的確に把握するための態勢を整備し、継続的なモニタリングを行っているか。</p> <p>(以下略)</p>